

日医発第1269号（保険）  
令和6年10月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

### 検査料の点数の取扱いについて

令和6年9月30日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和6年10月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(令和6年9月30日付け 保医発0930第9号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 8（28）を次のとおり改める。

(28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として E I A 法、C L E I A 法、E C L I A 法又は C L I A 法により測定した場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。

2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 3（9）の次に次を加える。

(10) H C V 抗体・H C V コア蛋白同時検出定性は、E C L I A 法により測定した場合に、区分番号「D 0 1 3」肝炎ウイルス関連検査の「5」H C V 抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項<br/>第1章 (略)<br/>第2章 特掲診療料<br/>第1部～第2部 (略)<br/>第3部 検査<br/>    1～18 (略)<br/>第1節 検体検査料<br/>    第1款 検体検査実施料<br/>        時間外緊急院内検査加算～D007 (略)<br/>        D008 内分泌学的検査<br/>            (1)～(27) (略)<br/>            (28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者<br/>                に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として<br/>                、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、<u>ECL</u><br/>                <u>I A法</u>又は<u>CLIA法</u>により測定した場合に、6月に1回に限り<br/>                算定できる。<br/>            (29) (略)<br/>        D009～D012 (略)<br/>        D013<br/>            (1)～(9) (略)</p> | <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項<br/>第1章 (略)<br/>第2章 特掲診療料<br/>第1部～第2部 (略)<br/>第3部 検査<br/>    1～18 (略)<br/>第1節 検体検査料<br/>    第1款 検体検査実施料<br/>        時間外緊急院内検査加算～D007 (略)<br/>        D008 内分泌学的検査<br/>            (1)～(27) (略)<br/>            (28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者<br/>                に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として<br/>                、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECL<br/>                LIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定でき<br/>                る。<br/>            (29) (略)<br/>        D009～D012 (略)<br/>        D013<br/>            (1)～(9) (略)</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。</p> <p>D014～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> | <p>(新設)</p> <p>D014～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> |
|---|---|

# 新たに保険適用が認められた検査

令和6年9月30日 保医発0930第9号（令和6年10月1日適用）

No.1

|                     |   |
|---------------------|---|
| 測定項目                | ECLIA法（定性）  |
| 販売名                 | エクルーシス試薬 HCV Duo  |
| 区分                  | E3（新項目）   |
| 測定方法                | ECLIA法（定性）  |
| 主な使用目的              | 血清又は血漿中のC型肝炎ウイルスコア蛋白質(HCVコア抗原)及びC型肝炎ウイルス抗体(抗HCV抗体)の検出(C型肝炎ウイルス感染の診断の補助)   |
| 点数                  | D013 肝炎ウイルス関連検査 5 HCV抗体定性・定量 102点   |
| 関連する<br>留意事項の<br>改正 | <p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査<br/>第1節 検体検査料<br/>第1款 検体検査実施料<br/>時間外緊急院内検査加算～D007（略）<br/>D008 内分泌学的検査<br/>(1)～(27)（略）<br/>(28) 「52」の抗ミューラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又は<u>CRIA法</u>により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。<br/>(29)（略）<br/>D009～D012（略）<br/>D013<br/>(1)～(9)（略）<br/>(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。<br/>D014～D025（略）</p> |

（日本医師会医療保険課）